

「足利銀行出資被害者の会」活動報告

私達は、足利銀行の第三者割当増資を引き受けた出資の損害の回復を求め発足いたしました



シティユウワ法律事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル

TEL : 03-6212-5500 (代表)

FAX : 03-6212-5700 (代表)

Contents

目次

- 02 弁護団ご紹介
- 02 参加と情報提供
- 03 被害者の会 会長メッセージ
- 04 弁護団団長メッセージ

- 05 主張: 訴訟概要イメージ図
- 06 主張: 第一回口答弁論意見陳述
- 09 主張趣旨

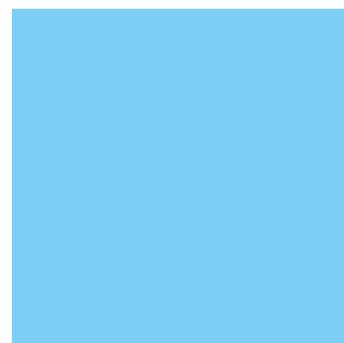
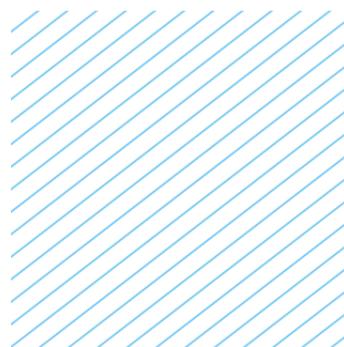
- 12 報道記事

- 13 歩み

- 14 足利銀行出資被害者の会ニュースのご紹介
- 15 被害者の会ニュース No. 1
- 16 被害者の会ニュース No. 2
- 17 被害者の会ニュース No. 3
- 18 被害者の会ニュース No. 4
- 19 被害者の会ニュース No. 5
- 20 被害者の会ニュース No. 6

- 21 参加申込み

- 22 お問い合わせ



弁護団のご紹介

伊藤 茂昭 (東京弁護士会所属)
棚村 友博 (第一東京弁護士会所属)
朝田 規与至 (東京弁護士会所属)
人見 友美 (第二東京弁護士会所属)
太田 孝彦 (東京弁護士会所属)
古川 和典 (東京弁護士会所属)
佐々木裕企範 (第二東京弁護士会所属)

原告団参加と情報提供のお願い

足銀の行員、元行員、顧客の皆さんへ

これまで私たちの呼びかけに応じて多数の貴重な情報をご提供頂き、誠に有難うございました。皆さんからの情報提供が、今、堅く閉ざされた真実への扉をこじ開けようとしています。

旧弊を正して足銀の再生を図るため、そして、正義を取り戻すため、私たちは引き続き皆さんからの情報提供をお待ちしております。(秘密は厳守します。)

特に、監査法人や公認会計士等による足銀の外部監査の状況に関する情報をお持ちの方、ご連絡お待ちしております。

足銀に出資し、損失を被った皆さんへ

皆さん、黙っていても出資金は戻りません。まだ、間に合います。私たちと一緒に損害を取り戻しませんか。

4度にわたる提訴により、既に、80名以上の方が足銀等に対する損害賠償請求訴訟の原告となっています。

足銀出資被害者の会は、参加のご希望がある限り、追加提訴を行います。

当会の最新情報は、ホームページで随時提供致します

ご連絡・お問い合わせは
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所 (弁護団事務局)
TEL 03-6212-5500 担当 太田・伊藤まで

足利銀行出資被害者の会 会長コメント

平成11年及び平成13年の足利銀行の増資募集時、国や多くの県内自治体が足利銀行に挺入れを図り、私たち県民や県内企業をはじめとする多くの足利銀行の取引先も、それまでの足利銀行との取引関係や、栃木県の地元経済を支えようという気持ちから増資に応じました。この出資に充てた金員は、我々の預金、退職金、あるいは会社の運転資金さらには足利銀行から借入を行ってまでして捻出したものであり、いずれにせよ我々の大事なお金でした。このようなお金を支払ってまで足利銀行の増資に応じたのは、我々が出資すれば足利銀行が立ち直る、と皆が信じたからです。

しかし、結局、平成15年11月29日、足利銀行の日向野頭取は金融庁に対し、足利銀行はもはや立ち直れないとばかりに自ら破綻を申し出ました。1895年から100年以上、栃木県経済の発展に大きな役割を果たしてきた足利銀行ですが、バブル期以降の金融機関に有るまじき経営判断によって自らを経営破綻状態に追い込んでしまったのです。

結果的に我々株主は足利銀行に騙され、裏切られ、株式は紙くず同然と化してしまいました。増資募集時点で足利銀行が債務超過で実質破綻状態にあるとわかっていれば、我々は決して上記のような大金を支払って、賭け事のような増資などには応じませんでした。

本件の出資被害者は1万人、被害額は700億円を超えます。他方、2次訴訟の準備が進んでいるとはいえ、本訴訟の第1次提訴の参加人数は34名のみです。これは多くの被害者が、今後の足利銀行との取引への影響を憂慮し、損害回復を求める声すら上げられないことの証であります。また、取りも直さず、足利銀行が増資に際して、取引上優越する地位を濫用していたことを傍証するものとさえ断言できます。

いずれ足利銀行は再生して受け皿銀行に譲渡されるのかもしれませんが、出資被害者は皆、足利銀行の顧客です。これらの顧客を疎外しての再生などあり得ません。足利銀行には被害者が不利益にならないよう公正な態度で対処することを要望します。

我々は決して欲に目がくらんで足利銀行に出資したわけではありません。足利銀行行員らは口々に、足利銀行を、そして栃木県経済を助けると出資に応じてほしい、と勧誘を行っていました。確かに足利銀行は栃木県経済にとって重要な存在でした。しかし、我々もまたそれぞれ栃木県経済を支える善良な市民であり、だからこそ足利銀行の建て直しに協力し、栃木県経済を支えようという気持ちから増資に応じたのです。実際には足利銀行は、我々のこうした気持ちに乗じて、地域経済再生などよりも、単に当面の資金繰りのためだけに、経営の実情を隠して、我々から金を騙し取っていただけでした。そんな話がまかり通ることが許されるはずはありません。善良な市民がこんなひどい仕打ちにあっているのです。

被害者の皆さんの入会及び原告団への参加を希望します。
我々と一緒に戦いましょう！

足利銀行出資被害者の会弁護団 団長コメント



団長 伊藤 茂昭

私たちは、出資に応じた株主の皆様の被害回復を求め、足利銀行、当時の役員ら、中央青山監査法人、その代表社員を相手に、損害賠償請求訴訟を提起しました。私たちは、既に債務超過にあったにもかかわらず、これを隠して出資募集を行った足利銀行らの不法行為、証券取引法違反等を訴えの理由としています。

そして、私たちの裁判の進行と共に、足利銀行らの不正行為を明らかにする動きがあらわれてきました。

その一つが、足利銀行自身による旧経営陣に対する提訴です。内部調査委員会の調査から、旧経営陣による背任的な不正融資や違法配当の事実をつかんだ足利銀行は、平成17年2月4日、旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟の提起に踏み切りました。足利銀行の主張によれば、旧経営陣らは平成13年3月期決算時に、全く資産性のない繰延税金資産を違法に計上し、シモレンなどの不良貸出先に対する個別引当金を数百億円も過小計上する等の粉飾を行ったとのことでした。

もう一つが、金融庁が、平成17年1月25日に、足利銀行の外部監査を担当した中央青山監査法人に対して行った、異例の戒告処分です。上記処分の理由において、金融庁は、中央青山監査法人の足利銀行に対する監査が期待される水準から全く逸脱していたことを特に取り上げて、同監査法人の業務運営が著しく不当であると指摘しています。さらに、各紙の報道によれば、中央青山監査法人はあろうことか、本来であれば監査上否認すべき数々の粉飾行為～繰延税金資産の過大計上や貸倒引当金の過小計上等を、足利銀行と結託して行い、自らそれに監査証明を与えていた疑いすらあるのです。

このように、足利銀行は、財務諸表の虚偽記載や、粉飾の具体的手段が貸倒引当金の過小計上や繰延税金資産の過大計上であること、あるいは中央青山監査法人による監査証明が決算の適法性の根拠

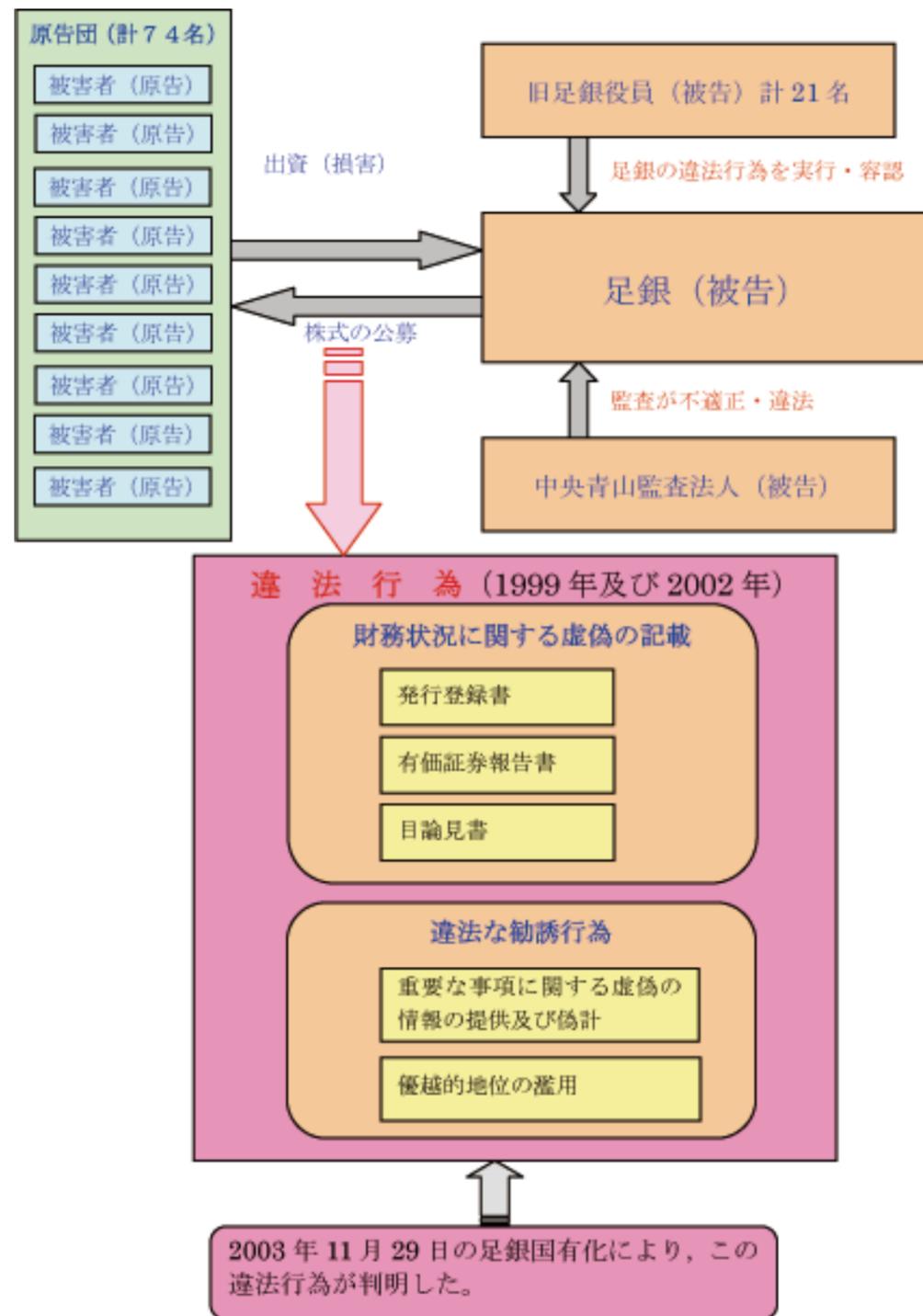
にならないことを自ら明らかにしていますが、このことは、同行が、私たち弁護団が主張してきた不正行為の一部を認めることに他なりません。また、金融庁の処分により中央青山監査法人の不当な業務運営の一端が明らかになったといえます。

昨今、メガバンクをはじめとする大手企業の粉飾行為が次々に明らかになり、日本の会計監査に対する信頼は崩壊の危機に瀕しております。公認会計士は、監査を通じて企業の会計報告に社会的信用を付与し、それにより投資家及び市場を保護するという使命を担ってきました。しかるに、会計士の関与すらもうかがわせる、相次ぐ粉飾決算の判明は、会計に対する社会の信用を失墜させ、さらには日本経済の回復に暗い影を落としかねない状況にあります。

私たち弁護団は、被害者一人ひとりの被害回復はもちろんのこと、本件訴訟を通じて被告らの不正行為の真相を解明することで、足利銀行の真の再生を促し、また、銀行及び監査法人による違法行為が二度と行われることのないようにしたいと考えております。そして、本件訴訟を通じて、失墜した会計に対する信頼を回復し、社会正義を実現することができると確信しております。

被害者の皆様が多く集まることで、私たちの力は大きくなっていきます。被害者の皆様には是非この訴訟に参加して私たちと一緒に戦っていただきたい、また、行員、元行員、会計士の方その他本件に関心のある皆様には、社会正義実現のため、是非とも有用な情報を提供して、私たちの裁判に力を貸していただきたい、と思っております。私たちも、引き続き、全力を尽くして真相解明及び被害者の方の被害回復を追求していく所存です。

主張：訴訟概要イメージ図 (H17.1.24 現在)



主張：第一回口答弁論意見陳述

第一回口答弁論意見陳述

1 本件訴訟は、平成11年から14年にかけて、第三者割当増資の募集に応じて足銀に出資した株主である原告らが、当該出資が足銀の財務内容等に関する虚偽の情報開示に基づくものであったとして、発行体である足銀、監査を行った中央青山監査法人、及び二度の募集時の足銀取締役や監査役ら旧経営陣に対してその出資額全額及び裁判費用等についての損害賠償を求めるものである。

株式投資は、一般には投資家の自己責任において行われるべきものである。しかし、このような「自己責任論」は、発行体企業による適切な財務状況の開示がなされることが前提であり、本件のように、発行体企業である被告足銀が意図的に実態と異なる財務状況を開示して株式投資を募った場合には、このような「自己責任論」を論じる前提が全く欠けているといわなければならない。

本件事案の本質は、被告らが「意図的」かつ「作画的」に不良債権の評価を改ざんし、被告足銀の資産を実際よりも大きく見せかけたという点、及び、このことを知らされないで被告足銀に出資した原告らに多額の損害が生じたという点にある。

以下、本訴訟の審理を開始するに当たって、貴裁判所において、ぜひとも念頭においていただきたい原告の主張のいくつかの重要なポイントについて申し述べる。

2 近時明らかになったUFJ銀行における検査妨害事件をみてもわかるとおり、銀行においては、自己の財務に関する情報をなるべくよく見せかけたいという強い動機が存在している。UFJ銀行においては、決算のとりまとめを行う企画部が、金融庁の検査前に審査部門に対して不良債権額の抑制を指示し、その結果として約2700億円にも上る巨額の不良債権を隠蔽したという事実が明らかになっている。UFJ銀行におけるこのような隠ぺい工作は、平成16年度3月期決算において赤字になれば頭取の辞任に直結す

る、平成16年度3月期決算において黒字を確保するためには不良債権額を抑えなければならないとの事情があったとされている（平成16年10月11日産経新聞）。

信用を何よりも重要視する金融機関においては、このように、「ありのままに情報開示することよりも、みせかけの体裁・信用の確保を優先する」という誘因が常に存在している。特に、信用危機や破綻に直結する切迫した事情があるような場合にはなおさらである。そして、金融庁のお膝元の首都東京を中心として店舗展開する都市銀行であるUFJ銀行においてすら、2期連続して経営健全化計画で示した数値を3割超下回った場合には頭取の辞任に直結するという3割ルールが適用される差し迫った状況の下においては、このような誘因に打ち勝つことができず、隠ぺい工作に手を染め、刑事事件として捜査の対象となってしまったのである。そしてこのUFJ銀行の例をみてもわかるとおり、銀行側が巧妙な作為をすれば、金融庁による検査を通ることも十分に起こり得るのである。また金融庁や監査法人の承認が何ら不正の不在の証にならないことは、すでに多くの国民が知っている公知の事実である。

被告足銀にも、まったく同様の事情が存在するし、不良債権の隠ぺい工作を行う動機にはUFJ銀行を遙かに上回るものがあった。

被告足銀は、栃木県を中心とする地方銀行であり、県下では絶大な信用を誇っており、これまでの護送船団行政の中で、自己が破綻することなど「想像するだにおそろしい」ことであった。しかし被告足銀は、全国の地銀の中でも突出した融資拡大路線のもとに担保価値の水増し等のもとに背任的な融資を行い、いったんバブルの崩壊が起こるや、貸出債権について適正な評価を行えば必然的に信用不安を招来しかねない事態に立ち至っていたのである。被告足銀が巨額の不良債権にあえぎ、自己資本比率について、外部に公表している数字でさえ4%台へと急落し（この自己資本比率自体、粉飾によって不良債権を隠蔽した上での数字であり、

実際には被告足銀はこの時点で債務超過状態にあった。)、そのままでは次期には国内基準である4%割れ及び債務超過への転落が必至であるという、上記UFJ銀行の事例以上に差し迫った状況の下において、真実の財務状況を開示するのではなく、被告足銀の「破綻の回避」を絶対的な命題として、不良債権の査定に当たって様々な作為を行ったことは容易に理解されるところである。被告足銀としては、4%割れ及び債務超過への転落を自ら認めるなどということは、いかなる事情があれ、結論において到底できない状況にあったのである。これは、銀行としての宿命的な「文化」であり、「性」であったというほかない。もちろん、財務諸表が係数の積み上げによって成り立っているものである以上、財務諸表をよくみせかけるためには、個々の資産査定において、債務者区分の引き上げや、担保評価の改ざん、引当率の恣意的な変更などの手法が積み重ねられた。そして、このような改ざんは、金融庁からの検査の通知があると、検査開始に先立って自己査定の結果を差し替えるなどの方法によって行われていた。このようにして、被告足銀は、「自己資本4%割れ及び債務超過への転落の回避」という予め与えられた絶対的目標に沿うように、数字合わせをしたものであって、その過程では、被告監査法人の宇都宮事務所の代表社員が中心となって指示を出していたというのが実態である。平成11年3月期において、被告足銀の純資産額836億円、自己資本比率4.29%と表示されたのは、このような作為を積み上げた結果であり、この数字は、被告足銀の有価証券報告書に記載され、その結果として、被告足銀が自己資本比率4%割れや実質債務超過にあるという情報はマスコミにも一切報道されなかったものであり、これによって、被告足銀はその真実の財務内容を隠蔽するという目的を達し、原告らを含む多くの出資者からの資金集めに成功したのである。もし仮に、上記有価証券報告書に、実態に即した真実の評価に基づく記載をしていたのであれば、そのことはマスコミを

通じて広く一般大衆に知られるところとなり、当然、原告らも被告足銀に対して出資などしなかったのである。被告らは、現在でも当時の純資産額836億円の表示が何らの作為もなく天地神明に誓って一片の操作もなく正確な客観的な評価であるというのであろうか。私はまず被告ら全員からこの問いに対する答弁を聞きたい。その上で、原告らは、被告らが意図的に行った評価の経過について順次立証することとしたい。

3ところで、今回の出来事の引き金となったのは、被告監査法人による繰延税金資産約1200億円の否認であり、これによって、被告足銀は約970億円の債務超過に転落し、平成15年12月1日の預金保険法に基づくいわゆる3号措置の被告足銀への適用により、被告足銀の国有化という事態を招くことになった。

ところが、被告足銀の国有化後最初の決算である平成16年3月期決算においては、前記の債務超過額とは全く相違して、被告足銀の債務超過額は約6790億円に達したのである。その原因は、当期だけで約4600億円の不良債権を処理し、また、一般貸倒引当金についても約1800億円を費用計上したことにある。

しかしながら、このような債務超過額及び不良債権処理額は、単年度としては、常軌を逸した金額である。

確かに、破綻による国有化という事態を踏まえて、不良債権の査定が厳格化されたという事情はあったのかもしれない。しかしながら、他方で、被告足銀の破綻に至る経緯をみても、平成16年3月期に処理されたこれだけ巨額の不良債権のすべてが、平成11年及び平成14年以後の事情の変化のみによって生じたものであるなどということを知るものは誰一人いないであろうし、被告らも、責任を持って答弁する限りにおいては、そのような主張はとてできないはずなのである。したがって、上記不良債権処理額の相当部分は、従前の被告足銀の査定が甘かったものを、国有化後の

被告足銀の経営陣（国有化により一新された。）において是正したとみるのが通常人の常識に合致している。

被告足銀においても、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献すべく、市民からの信頼を再度勝ち得るためには、かつての経営陣の判断をいたずらに正当化するのではなく、是々非々の姿勢により、被告足銀の過去の誤りを明らかにすることが、今まさに求められているのである。

すなわち、被告足銀の平成11年の優先株、平成14年の普通株の発行時点で、経営陣からのいかなる指示に基づいて、いったいどのような作為をして、「被告足銀が破綻していない」という外観を形成しようとしたのかについて、その全貌を、被告足銀としても真摯に調査を行って、その結果を公表すべきである。

このことは、被告足銀自身の再生のために必要であるだけでなく、増資時点での財務情報開示を前提として被告足銀に出資し、現在その出資額が無価値となっている原告らを含む数多くの投資家（それらはすなわち、被告足銀の取引先であり、顧客なのである。）に対する義務でもある。この点をおざなりにしたまま、地域社会で再度信用を得られると考えているのだとすれば、それは、責任ある企業の採るべき行為ではないと断じざるを得ない。

4本件は、著名な地方銀行が破綻し、国有化されるという栃木県経済にとっても未曾有の一大事であった。

この出来事の真相をあいまいなままで終わらせることはできないと考える原告らは、被告足銀に裏切られたという已むに已まれぬ心情より、本訴訟の提起を決意した。

本件訴訟は第1次訴訟であるが、近日中に第2次原告団による第2次訴訟の提起を予定しており、その後も、追加提訴を行う予定である。

先ほども述べたとおり、被告足銀の不良債権処理の経過は極めて不自然であり、過去の財務情報開

示に不備があったことを直接示している。また、実際にも、被告足銀の経営陣の指示に基づいて、被告足銀において意図的な破綻回避の外観作りが行われていたことが明らかとなっている。

このような事情に照らしても、不良債権の評価に関して「貸倒引当金の評価に際して生じ得る幅の範囲内の問題である」という紋切り型の主張は、もはや全く説得力を失っている。そこには、通常ではない「何か」があったのであり、そのことを明らかにすることが本訴訟の役割でもある。

この点について、本日時点で提出されている被告らの答弁書を見る限り、調査が未了であるとしながら言葉だけの主張を展開している被告監査法人の答弁は論外としても、被告足銀においては、いったいいかなる調査を行った上で、このような答弁をするものなのか、その姿勢には大きな疑問を感じるものである。被告足銀の関係者であれば、平成10年以降、本店が中心となって、不良債権評価のつじつま合わせをしていたことは皆知っている事柄だからである。

いずれにせよ、原告らとしては、今後、被告らによる認否及び主張を待って、上記の点を含む本訴訟の請求原因事実について、より詳細な主張を展開する予定である。

貴裁判所におかれても、本訴訟のこのような意義及び趣旨についてご理解を頂き、真実を発見し、それに基づいて、被告足銀に生じた本出来事についての適正なるご判断をいただきたいと考える次第である。

主張趣旨：有価証券報告書等の虚偽記載に至った背景

1. 主張趣旨

今回、弁護団は、平成11年及び同14年の各増資に当たって、足利銀行が公表していた有価証券報告書等の財務状況の記載には虚偽があったこと（実質的には足銀は債務超過の状態にあったこと）の背景事情に焦点をあてて主張をしました。

弁護団は、関係各証拠から、足利銀行は、平成10年には既に債務超過の状態にあり、遅くとも平成11年3月期決算から粉飾決算を行っていたと考えています。

ご存じのとおり、平成9年には、日産生命、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券及び徳陽シティ銀行等の破綻が相次いで公表されるなど、国内の金融不安が一気に高まりました。このような状況下、金融機関が破綻に至る前に、事前に適切な措置を行って、金融機関の健全性を図るとの目的から、平成10年4月から早期是正措置制度が導入されました。

早期是正措置とは、海外拠点を持つ銀行は自己資本比率8%、海外拠点を有しない銀行は4%を達成しなければ、停止等を含めた行政による措置を受けるという制度です。これにより、自己資本比率8%及び4%という基準は、金融機関の健全性を図る目安として、金融機関及び社会に広く浸透しました。

ところで、足利銀行は、平成10年において既に超過にあり、到底、自己資本比率を達成できるような状態にありませんでした。しかし、足利銀行は、粉飾決算を行うことで、自己資本比率4%を達成しているかの如くの外観を作り出し、債務超過の状態を隠ぺいしました。

この足利銀行の債務超過の隠ぺい方法として、弁護団が主張した行為は、①債務者区分の差し替えによる引当金の操作と②違法な繰延税金資産の計上の二点です。

2. 債務者区分の差し替えによる償却又は引当金の操作について

(1) 自己資本比率とは

総資産額（貸出金等）に対する自己資本の占める

割合をいいます。

次の計算式により計算されます

$$\frac{\text{自己資本比率} = \text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスクアセット}}$$

(2) 自己資本比率の水増し方法

自己資本比率の計算式における基本的項目とは、具体的には、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）の額をいいます。この資本勘定を水増しすれば、自己資本比率も、水増しすることができます。

この資産勘定の水増し方法として、債務者区分の差し替えと繰延税金資産の計上がありました

$$\text{自己資本比率} \uparrow = \frac{\text{水増し（繰延税金資産の計上、償却金の減額）} + \text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスクアセット}}$$

(3) 債務者区分の差し替えで、どうして資産勘定が水増しできるのか？

ア 債務者区分とは
金融機関が、その保有する債権のうち、返済の可能性が低い債権を把握し、それらに対する早期の対策をとることを目的に、債権の価値を自ら査定して分類をする作業を「自己査定」といいます。この自己査定では、貸出先の債務者の財務・経済状況に応じ、債務者を、①破綻先、②実質破綻先、③破綻懸念先、④要注意先及び⑤正常先の5つの区分に分類する作業が行われます。この債務者の分類を「債務者区分」といいます。

イ 債務者区分（及び債権回収可能性の分類）による資産の償却（又は引当）
将来の損失発生に備えるため、金融機関は、債務者区分と債権回収可能性の分類結果に従い、「回収の見込みの低い債権については、それに対する引当（回収不能となった場合に備えて貸倒引当金を計上）を厚くするか、直接償却（貸借対照表の資産から消して損失を計上）」しなければなりません。

例えば、貸金があり、貸金が返ってくることを前

提に資金繰りをしていたところ、貸付先が倒産をして金を回収できなくなってしまうと、途端に資金繰りができなくなって、倒産する可能性があるのは金融機関も同じです。

そこで、予め債務者の状態や債権の担保状況から、回収不能となりそうな債権を予め見つけ出し、当該貸金が将来の回収できない場合に備え、極端な場合、回収できない貸出金を資産から除しておくか、それに見合うだけの資産を別に引き当てておくかの作業しておくのです。

ウ 債務者区分の差し替えによる償却又は引当金の操作の方法

資産から償却すべき金額や引当金は、債務者区分や債権回収可能性の分類結果により決められています。

ところで、この債務者区分や債権回収可能性の分類において、回収不可能になるリスクを低く見積もったらどようになるのでしょうか？

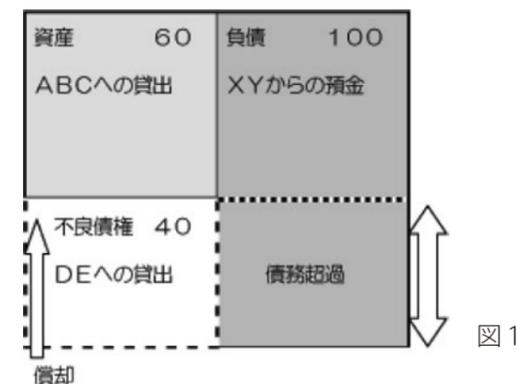
例えば、明らかに③破綻懸念先である債務者を、④要注意先として債務者区分を引き上げる行為が行われると、回収不可能になるリスクが低くなる結果、当該リスクに備えておくべき引当金は少なくなり、又は資産から減らしておくべき金額が減ります。その結果、金融機関の資産勘定の目減りを防ぐことができます。

【具体例】

銀行が、A、B、C、D、Eの会社にそれぞれ20ずつ貸出をしており、X、Yの会社から各50ずつの合計100の預金を受けているとします。貸出金のうち、D及びEは、実質的には破綻しており、貸付金を回収することが不可能となることが予想されています。

この場合、貸出金D及びEについては、将来回収できる見込みが無いので、資産がないものとしなければなりません（償却）。その結果、XYからの預金合計100に対し、ABCへの貸出金合計60しか銀行は資産を持っていないことになります。

この場合、XYから預金の払い戻しの請求を受けた場合、銀行は、預金全額の払い戻しをするには、資産が40足りないことになります。この銀行は、「債務超過」であるということになります。（図1）



ところで、銀行が、自己査定において、D及びEの債務者区分を引き上げて、回収不能リスクを低く評価するとどうなるのでしょうか？

この場合、D及びEへの貸金の回収不能リスクは低いため、将来の回収不能に備えて資産を減らしておく必要がなくなります。その結果、銀行は、XYからの預金合計100に対し、A、B、C、D、Eに対する貸金合計100を資産として有していることになるので、銀行は債務超過になりません。（図2）

(4) 繰延税金資産の計上で、どうして資産勘定の水増しができるのか？

ア 繰延税金資産の計上とは？

「繰延税金資産の計上」とは、金融機関等が不良債権処理で払い過ぎた税金が将来戻ってくると見込んで、その分を「繰延税金資産」として計上し、同額を自己資本に算入することをいいます。

会計上と課税所得計算上の損益処理の時期が一致していないため、「資産」「負債」の額と課税所得計算上の「資産」「負債」の額にずれが生じることがあります。税務上の課税所得が会計上の利益より多くなる場合（あるいは、少なくなる場合）、税務上の課税所得に基づき計算された税金は、将来、払過ぎの税金として戻ってくる（あるいは、支払をしなければならぬ）可能性があります。

主張趣旨：有価証券報告書等の虚偽記載に至った背景

この会計上と税務上の損益の差額に伴う税額のずれを繰延税金資産（あるいは繰延税金負債）として自己資本に計上することで、会計上と税務上の処理の差を無くすることができます。

イ 繰延税金資産による資産の水増し方法
繰延税金資産の資産計上は、一定のルールに従って行われることになっていますが、このルールを無視して自由に資産計上すれば、資本勘定（＝資産勘定－負債勘定）を分子として計算する自己資本比率を増加させることができ、結果として、自己資本比率を水増しすることができます。

【具体例】

前述の銀行の例で、仮に、D 及び E の債務者区分を引き上げず償却したとしても、繰延税金資産として 40 を計上すれば、債務超過ではないこととなります。（図 3）

足利銀行は、ルールを無視した許されない繰延税

金資産を計上することにより、自己資本比率を増加させていました。

(5) 監査法人の役割

金融機関が、恣意的に自己査定を行ったり、ルールを無視した繰延税金資産の計上を行ったりすることが許されるならば、金融機関による保有資産額の操作、すなわち、粉飾決算を自由に行うことができるようになってしまいます。

これでは、自己資本比率を算出し、その数値に従った適切な措置を行政機関が行うことで、金融機関の経営の健全化を図ろうとした早期是正措置制度の趣旨に反してしまいます。

そこで、金融機関の決算に客観性を持たせるために導入されたのが、監査法人による監査でした。

ところが、足利銀行の決算においては、この監査法人による監査が適正に行われていなかったため、粉飾決算が可能となってしまいました。

資産 60 ABCへの貸出	負債 100 XYからの預金	→	資産 60 ABCへの貸出	負債 100 XYからの預金
↓ 償却すべき DEへの貸出 40	↑ 債務超過		DEへの貸出 40	

図 2

資産 60 ABCへの貸出	負債 100 XYからの預金
↓ 繰延税金資産の計上 40	

図 3

将来戻ってくる税金資金として、資産に積み上げる。

* 図 1~3 は簡略化した説明をするための想定であり、実際に償却すべき額とは一致しません。

報道記事

[2007/7/25] Asahi.com MY TOWN 栃木が、「監査調書を秋にも提出/足銀出資者訴訟」という記事を掲載しました。

[2005/11/2] 朝日新聞全国版が、「公認会計士の懲戒処分を金融庁に請求へ 足利銀行株主ら」と言う記事を掲載いたしました。

[2005/10/29] 朝日新聞栃木版が、「衆院財金委で中央青山を追究/足利銀行粉飾」という記事を掲載いたしました。

[2005/10/19] 読売新聞栃木版が、「足銀 01 年 9 月決算 所得見積もり期間 6 年に」と言う記事を掲載いたしました。

[2005/7/21] 東京新聞栃木版が『「違法な勧誘」撤回 足銀訴訟 被害者の会 争点絞り迅速化」と言う記事を掲載いたしました。

[2005/7/21] 読売新聞栃木版が、「足銀が内部調査委報告書提出へ」という記事を掲載いたしました。

[2005/7/21] 下野新聞が「内部調査委の資料提出へ 被害者の会訴訟で足銀側」という記事を掲載いたしました。

[2005/4/28] 東京新聞栃木版が「足銀 “不正”一部認める被害者の会賠償請求訴訟 口頭弁論」という記事を掲載いたしました。

[2005/4/23] 下野新聞が、「真相解明が本格化へ 27 日に旧経営陣訴訟口頭弁論」という記事を掲載いたしました。

[2005/3/31] 下野新聞が、「被告は基本的認否のみ 足銀国有化、被害者の会訴訟」という記事を掲載いたしました。

[2005/3/31] 読売新聞栃木版が、「足銀出資被害者の会訴訟 第 5 次提訴へ」という記事を掲載いたしました。

[2005/3/31] 東京新聞栃木版が、足銀、主張見直しへ『被害者の会』訴訟」という記事を掲載いたしました。

[2005/3/15] 読売新聞 栃木版が、「足銀 “引当金”まず総額決定 元行員が陳述」という記事を掲載いたしました。

[2005/2/21] Asahi.com MY TOWN 栃木が、「頭取たちの責任 ④「病巣」 融資続けシモレン延命」という特集記事を掲載しました。

[2005/2/18] 朝日新聞栃木版 が「粉飾、県警が精査開始 足銀の違法配当で」という記事を掲載しました。

[2005/2/16] Asahi.com MY TOWN 栃木が、「頭取たちの責任 ③「牛歩」日銀考査で抵抗作戦」という特集記事を掲載しました。

[2005/2/16] 東京新聞栃木版が「足銀旧経営陣『自覚あり』内部調査委、金融庁指摘に改善文書」という維持を掲載しました。

[2005/2/16] 下野新聞が「被害者の会が第 4 次提訴へ 原告 89 法人・個人に」という記事を掲載しました。

[2005/2/10] Asahi.com MY TOWN 栃木が、「頭取たちの責任 ②「ルーラー」 取り付けの再燃恐れ」という特集記事を掲載しました。

[2005/2/10] Asahi.com MY TOWN 栃木が、「頭取たちの責任①「虚構」配当確保へ逸脱加速」という特集記事を掲載しました。

[2005/2/9] YOMIURI ON LINE 栃木版の連載特集コーナーが、『検証足銀破たん 第 4 部「責任追究」』という記事を掲載しました。

[2005/2/8] 下野新聞が、「監査法人の担当者も提訴へ 足銀出資被害者の会訴訟」という記事を掲載しました。(2005/2/8 付下野新聞 社会面)

[2005/2/5] 下野新聞が、「足銀 元頭取ら 13 人提訴 調査委、ずさん融資認定」という記事を掲載しました。(2005/2/5 付下野新聞 1 面)

[2005/2/5] 下野新聞が、「元頭取ら 責任認めず」という記事を掲載しました。(2005/2/5 付下野新聞 社会面)

[2005/2/5] 下野新聞が、「ホテル支援 一定の役割 なるか “面”への波及 再生機構」という記事を掲載しました。(2005/2/5 付下野新聞 経済面)

[2005/2/5] 下野新聞が、「池田足銀

頭取らの一問一答」という記事を掲載しました。(2005/2/5 付下野新聞 社会面)

[2005/2/4] Asahi.com が『足利銀、架空相場で利益見込む「日経平均 2 万 5 千円に」』という記事を掲載しました。(2005/2/4 18:59 Asahi.com)

[2005/2/4] 読売新聞が、「旧経営陣に 46 億請求 足利銀行 今日賠償提訴」という記事を掲載しました。(2005/2/4 付読売新聞)

[2005/2/3] 読売新聞が、『足利銀旧経営陣を週内にも提訴 内部調査委員会 「決算粉飾し違法配当」』という記事を掲載しました。(2005/2/3 付読売新聞)

[2005/2/3] Asahi.com が、「足利銀粉飾総額 500 億円 01 年 3 月期決算」という記事を掲載しました。(2005/2/3 付朝日新聞)

[2005/1/31] 読売新聞が、「足利銀破たん前 “裏査定”」という記事を掲載しました。(2005/1/30 付読売新聞)

読売新聞が、「足利銀 旧経営陣に数十億請求へ」という記事を掲載しました。(2005/1/28 付読売新聞夕刊)[2005/1/31]

[2005/1/31] 読売新聞が、「足銀旧経営陣に損害賠償請求へ 県民感情に配慮?」という記事を掲載しました。(2005/1/28 付読売新聞夕刊)

[2005/1/28] 下野新聞が、「元頭取 3 人を民事提訴へ 足銀内部調査委、近く報告」という記事を掲載しました。(2005/1/28 付下野新聞)

[2005/1/24] 読売新聞が「中央青山監査法人処分へ、足利銀の監査不適切 ……金融庁」という記事を掲載しました(2005/1/24 付け読売新聞(東京版)夕刊)

[2005/1/24] 朝日新聞が「足利銀行、税効果で粉飾の疑い 調査委、刑事告発視野に」という記事を掲載しました 2005/1/24 朝日新聞(全国版)朝刊。

これまでの歩み



平成 23 年

- 4月13日第32回口頭弁論及び証拠調期日
- 4月6日第5回進行協議期日
- 1月13日第4回進行協議期日

平成 22 年

- 9月29日第31回口頭弁論期日及び証拠調期日
- 7月14日第30回口頭弁論期日
- 5月19日第29回口頭弁論期日
- 3月17日第28回口頭弁論期日

平成 21 年

- 12月16日第27回口頭弁論期日
- 10月21日第26回口頭弁論期日
- 9月2日第3回進行協議期日
- 6月17日第25回口頭弁論期日
- 3月18日第24回口頭弁論期日

平成 20 年

- 12月3日第23回口頭弁論期日
- 9月3日第22回口頭弁論期日
- 5月21日第21回口頭弁論期日
- 1月30日第20回口頭弁論期日

平成 19 年

- 9月25日第2回進行協議期日
- 7月25日第19回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 3月7日第18回口頭弁論期日及び原告団説明会

平成 18 年

- 12月20日第17回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 10月4日第16回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 8月23日第15回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 7月12日第14回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 5月30日第6次提訴：原告5名，請求額約3500万円
- 5月10日第13回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 4月12日第12回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 3月8日第11回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 2月1日第10回口頭弁論期日及び原告団説明会

平成 17 年

- 12月27日第9回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 11月28日第8回口頭弁論期日及び原告団説明会

- 11月2日金融庁に中央青山監査法人の代表社員に対する懲戒処分の措置請求
- 10月24日第7回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 9月13日金融庁に中央青山監査法人及び同法人の代表社員に対する懲戒処分の措置請求
- 9月7日第6回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 8月10日第5次提訴：原告7名，請求額約4700万円
- 7月20日第5回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 6月6日第1回弁論準備手続及び原告団説明会
- 4月27日第4回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 3月30日第3回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 2月16日第4次提訴：原告15名，請求額約1億5600万円
- 1月12日第2回口頭弁論期日及び原告団説明会

平成 16 年

- 12月3日第3次提訴：原告16名，請求額約1億6700万円
- 10月29日第2次提訴：原告24名，請求額約2億1100万円
- 10月20日第1回口頭弁論期日及び原告団説明会
- 8月3日第1次提訴：原告34名，請求額約3億4100万円

- 6月20日足利銀行出資被害者の会第3回総会
- 4月24日足利銀行出資被害者の会第2回総会
- 3月28日足利銀行出資被害者の会第1回総会
- 3月6日 足利銀行出資被害者の会設立

平成 15 年

- 11月29日足利銀行国有化（特別危機管理開始決定）

平成 14 年

- 1月31日普通株式発行による第三者割当増資（約299億円）

平成 11 年

- 8月31日乙種優先株式発行による第三者割当増資（約428億円）

足利銀行出資被害者の会ニュースのご紹介

原告団の皆さんに会の活動状況をお伝えするために、FAX ニュースを第1～6号まで発行しました。

【第6号平成17年4月5日】
【更生計画可決について】【口頭弁論期日の経過報告】

【第5号平成17年2月21日】
【足利銀行が旧経営陣を提訴】【足銀出資被害者の会第4次提訴】【新聞広告の掲載】

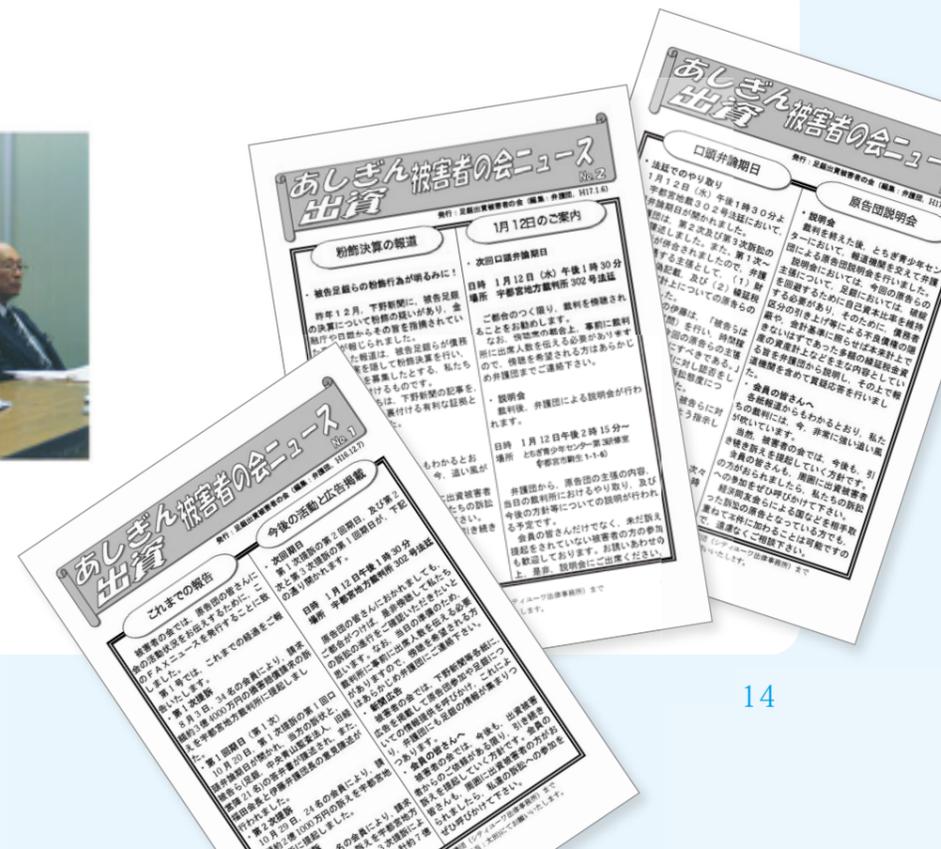
【第4号平成17年2月1日】
【被害者の会HPのご案内】【中央青山監査法人を金融庁が懲戒処分】

【第3号平成17年1月13日】
【口頭弁論期日】【原告団説明会】

【第2号平成17年1月6日】
【粉飾決算の報道】【1月12日のご案内】

【第1号平成16年12月7日】
【これまでの報告】【今後の活動と広告掲載】

発行：足利銀行出資被害者の会
編集：足利銀行出資被害者の会弁護士



足利銀行出資 被害者の会ニュース No.1 H16.12.7

【これまでの報告】

被害者の会では、原告団の皆さんに会の活動状況をお伝えするために、このFAXニュースを発行することに致しました。

第1号では、これまでの経過をご報告いたします。

・第1次提訴

8月3日、34名の会員により、請求額約3億4000万円の損害賠償請求の訴えを宇都宮地方裁判所に提起しました。

・第1回期日（第1次）

10月20日、第1次提訴の第1回口頭弁論期日が開かれ、当方の訴状と、被告ら（足銀、中央青山監査法人、旧経営陣21名）の答弁書が陳述され、また、福田会長と伊藤弁護団長の意見陳述が行われました。

・第2次提訴

10月29日、24名の会員により、請求額約2億1000万円の訴えを宇都宮地方裁判所に提起しました。

・第3次提訴

12月3日、16名の会員により、請求額約1億6700万円の訴えを宇都宮地方裁判所に提起しました。3次提訴により原告数合計74名、請求額合計約7億1700万円となります。

【今後の活動と広告掲載】

・次回期日

第1次提訴の第2回期日、及び第2次と第3次提訴の第1回期日が、下記の通り開かれます。

日時 1月12日午後1時30分

場所 宇都宮地方裁判所 302号法廷

原告団の皆さんにおかれましても、ご都合がつけば、是非傍聴して私たちの訴訟の進行をご確認いただきたいと思います。なお、当日の準備のため、裁判所に事前に出席人数を伝える必要がありますので、傍聴を希望される方はあらかじめ弁護団にご連絡下さい。

・新聞広告

被害者の会では、下野新聞等各紙に、広告を掲載して原告団参加や足銀についての情報提供を呼びかけ、これにより、弁護団にも足銀の情報が集まりつつあります。

・会員の皆さんへ

被害者の会では、今後も、出資被害者からのご依頼がある限り、引き続き訴えを提起していく方針です。会員の皆さんも、周囲に出資被害者の方がおられましたら、私達の訴訟への参加をぜひ呼びかけて下さい。

足利銀行出資 被害者の会ニュース No.2 H17.1.6

【粉飾決算の報道】

・被告足銀らの粉飾行為が明るみに！

昨年12月、下野新聞に、被告足銀の決算について粉飾の疑いがあり、金融庁や日銀からその旨を指摘されていた事実が報じられました。

こうした報道は、被告足銀らが債務超過の事実を隠して粉飾決算を行い、違法に増資を募集したとする、私たちの主張を裏付けるものです。

今回、私たちは、下野新聞の記事を、私たちの主張を裏付ける有利な証拠として提出しました。

・会員の皆さんへ

下野新聞の報道からもわかるとおり、私たちの裁判には、今、追い風が吹いています。

会員の皆さんも、周囲に出資被害者の方がおられましたら、私たちの訴訟への参加をぜひ呼びかけて下さい。

被害者の会では、今後も、引き続き訴えを提起していく方針です。

【1月12日のご案内】

・次回口頭弁論期日

日時 1月12日（水）午後1時30分

場所 宇都宮地方裁判所 302号法廷

ご都合のつく限り、裁判を傍聴されることをお勧めします。

なお、傍聴席の都合上、事前に裁判所に出席人数を伝える必要がありますので、傍聴を希望される方はあらかじめ弁護団までご連絡下さい。

・説明会

裁判後、弁護団による説明会が行われます。

日時 1月12日午後2時15分～

場所 とちぎ青少年センター第3研修室
(宇都宮市駒生1-1-6)

弁護団から、原告団の主張の内容、当日の裁判所におけるやり取り、及び今後の方針等についての説明が行われる予定です。

会員の皆さんだけでなく、未だ訴え提起をされていない被害者の方の参加も歓迎しております。お誘いあわせの上、是非、説明会にご出席ください。

足利銀行出資 被害者の会ニュース No.3 H17.1.13

【口頭弁論期日】

・法廷でのやり取り

1月12日(水)午後1時30分より、宇都宮地裁302号法廷において、口頭弁論期日が開かれました。

弁護団は、第2次及び第3次訴訟の訴状を陳述しました。また、第1次～3次提訴が併合されましたので、弁護団は、共通する主張として、(1)財務諸表の虚偽記載、及び(2)繰延税金資産の架空計上についての原告らの主張を述べました。

なお、弁護団の伊藤は、「被告らは無駄な求釈明(質問)を行い、時間稼ぎをしているが、今回の原告らの主張に対する反論を早急にすべきである。」として、原告らの主張に対し認否をしようとする被告らの訴訟態度につき、鋭く批判を行いました。

これを受けた裁判官は、被告らに対し、次回までに反論を行うよう指示しました。

・次回期日・次々回期日

次回期日は、

3月30日(水)午後1時30分 次々回期日は、4月27日(水)午後1時30分と指定されました。

【原告団説明会】

・説明会

裁判を終えた後、とちぎ青少年センターにおいて、報道機関を交えて弁護団による原告団説明会を行いました。

説明会においては、今回の原告らの主張について、足銀においては、破綻を回避するために自己資本比率を維持する必要があり、そのために、債務者区分の引き上げ等による不良債権の隠蔽や、会計基準に照らせば本来計上できないはずであった多額の繰延税金資産の資産計上などを主な内容としている旨を弁護団から説明し、その上で報道機関を含めて質疑応答を行いました。

・会員の皆さんへ

各紙報道からもわかるとおり、私たちの裁判には、今、非常に強い追い風が吹いています。

当然、被害者の会では、今後も、引き続き訴えを提起していく方針です。

会員の皆さんも、周囲に出資被害者の方がおられましたら、私たちの訴訟への参加をぜひ呼びかけて下さい。

経済同友会らによる国などを相手取った訴訟の原告となっている方でも、重ねて本件に加わることは可能ですので、遠慮なくご相談下さい。

足利銀行出資 被害者の会ニュース No.4 H17.2.1.

【被害者の会HPのご案内】

・ホームページが完成しました

被害者の会は、1月24日(月)に、ホームページを立ち上げました。

ホームページでは、福田会長や伊藤弁護団長のコメントの他、原告団の主張内容、被害者の会のこれまでの歩み、各紙の足銀問題に関する報道内容などを紹介しています。

アクセスいただければ、どなたでも、被害者の会の活動状況や最新のニュースをタイムリーに知ることができますので、お気軽に被害者の会ホームページにアクセスしてください。

また、お知り合いの足銀出資被害者の方にも、是非、当会のホームページをご紹介ください。

【中央青山監査法人を金融庁が懲戒処分】

・金融庁による戒告処分

金融庁は1月25日(火)に、中央青山監査法人に対し、**戒告処分**を下しました。ご承知のとおり、同監査法人は、国有化まで足銀の監査を行い、私たちの訴訟の被告になっています。

・戒告処分の内容

今回の金融庁による戒告処分は、中央青山監査法人の**業務運営が著しく不当**であることを理由として行われたものです。各紙報道によれば、足銀は平成15年3月期決算において、不良債権の評価を甘くするなどして本来は計上してはならない繰延税金資産を計上し、中央青山監査法人はこれを認める監査を行いました。今回、金融庁は、監査の品質管理が不十分であったとして懲戒処分を行ったとのこと。

・会員の皆様へ

これまで平成15年3月期の監査について妥当性を主張してきた中央青山監査法人に対して懲戒処分が行われたことは、私たちの主張の正しさを裏付けるものです。足銀問題については、今後も、様々な事実が明らかになり、私たちに有利な進展が予想されますので、どうぞご期待下さい。

足利銀行出資 被害者の会ニュース No.5 H17.2.21.

【足利銀行が旧経営陣を提訴】

足利銀行は、平成 17 年 2 月 4 日、元役員らに対し、約 46 億円の損害賠償請求訴訟を宇都宮地方裁判所に提起しました。当該訴訟は、足利銀行が 2001 年 3 月期決算において粉飾による違法配当が行われたことなどを指摘する内部調査委員会の報告書を受けて、提訴されたものです。

足利銀行の粉飾決算の事実については、読売新聞、朝日新聞、下野新聞などの各報道機関により大々的に報じられておりますので、ご承知の方も多いと思います。

足利銀行が、繰延税金資産を約 200 億円過大に計上する一方、不良債権処理を先送りして損失を実際より 300 億円過少計上し、結果的に 500 億円もの資産の水増しが行われた事実が報道されています。今回の足利銀行による提訴は、足利銀行自らが、粉飾決算を行っていた事実を認めるものです。

これまで、我々は、足利銀行の繰延税金資産の操作などによる資産の水増しを指摘してきましたが、今回の提訴は、我々の主張の正しさを裏付けるものといえます。

【足銀出資被害者の会第 4 次提訴】

平成 17 年 2 月 16 日、新たに被害者の会に加入した 15 名の会員が、請求額約 1 億

5600 万円の損害賠償請求の訴えを宇都宮地方裁判所に提起しました。

なお、今回の提訴では、実際に足利銀行の監査及び監査証明を担当した中央青山監査法人宇都宮事務所所長個人も被告に加えられました。

足銀出資被害者の会は、参加のご希望がある限り、追加提訴を行います。新規会員を募集しておりますので、皆さまも、お知り合いの被害者の方に提訴参加の呼びかけをお願いします。

【新聞広告の掲載】

前回の新聞広告により有力な情報が集まったことから、被害者の会では、再度、下野新聞に広告を掲載して、原告団参加と情報の提供を呼びかけました。今回の広告では、足利銀行の他、中央青山監査法人や公認会計士等による足利銀行の監査の情報についても情報提供をお願いしています。

足利銀行出資 被害者の会ニュース No.6 H17.4.5.

【更生計画可決について】

新聞等でも報道されている通り、平成 17 年 3 月 28 日、更生会社あしぎんフィナンシャルグループの関係人集会在開催され、増資募集に応じて平成 11 年 8 月に優先株に出資した株主に対して、約 10%の配当を行う内容の更生計画案が可決されました。この更生計画案が確定すれば、原告団のうち優先株主の方には約 10%の配当がなされる見込みとなり、その限りで損害の一部が回復されます。

この場合、本件訴訟で優先株主の方が行っている請求のうち、出資額に対する平成 11 年 9 月からの遅延損害金の一部（約 2 年分）が控除されることとなります。

もっとも、あしぎんフィナンシャルグループの更生計画と私達の足銀等に対する訴訟は、法的には無関係であり、上記以上に更生計画案可決が私達の訴訟に影響することはありません。また、普通株に出資した株主については、更生計画案でも何ら被害回復は行われません。このように回復される損害は一部の株主のわずかな部分に過ぎず、本件訴訟により被害回復を図る必要性に何ら変わりはありません。

【口頭弁論期日の経過報告】

平成 17 年 3 月 30 日 13 時 30 分、宇都宮

地方裁判所 302 号法廷において、第 1 次から第 4 次提訴までの訴訟について口頭弁論期日が開かれました。

この期日において、弁護団長の伊藤は、原告らの主張を提出しました。

その上で伊藤は、前日期日後に生じた二つの事実—足銀による旧経営陣の提訴と、金融庁による中央青山監査法人に対する戒告処分—を踏まえて意見陳述を行いました。

意見陳述の中で、伊藤はこれら二つの事実は、本件訴訟におけるこれまでの原告らの主張の正しさを裏付けるとともに、被告らの主張に根拠が全く無かったことを明らかにしていると述べ、原告の主張の正しさを訴えるとともに、被告らを鋭く批判しました。

これに対して、被告らからはその場では特に反論はなく、反論は次々回までに行われることとなりました。次日期日は 4 月 27 日 13 時 30 分です。弁護団としては、今後も引き続き主張立証を積極的に行っていく方針です。



参加申込み

ご入会案内

ご入会方法

足利銀行出資被害者の会及び原告団へのご入会は、

1 ご入会申込→2 委任状の送付→3 費用のお支払い

にて、完了します。

ご入会申込を頂ければ、委任状とお振込用紙をお送りします。

ご入会申込

参加申込書に必要事項をご記入の上、下記まで、ご郵送下さい。

〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-2-2

丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所

足銀出資被害者の会弁護団 担当太田 宛

参加申込み書は「白い雲ウェブログ→プロフィール」よりダウンロードしてご使用ください。

ご入会費用

(1) 足利銀行出資被害者の会ご入会金 1万円

(2) 訴訟費用 被害額の3%

ただし上記金額が3万円に満たない場合、3

万円

*訴訟費用の内訳

弁護士着手金 被害額の2.4%

印紙代等実費 被害額の0.6%

*H17.1.24現在

被害額申告書は「白い雲ウェブログ→プロフィール」よりダウンロードしてご使用ください。エクセルをお持ちの方は必要事項をご入力することにより、費用が計算できます。

ご入会についてのFAQは「お問い合わせ」をご確認ください。

注意事項

※ご入会は出資被害者の方に限定しております

※事件が解決した場合、弁護士報酬が別途必要となります

お問合せ

FAQ よくあるご質問

Q 国と中央青山監査法人を相手とした損害賠償請求訴訟にも参加していますが、こちらの訴訟に重ねて参加することはできますか？

A 参加することができます。私たちの訴えは、足利銀行の経営や不良債権隠しを問題として、足利銀行出資被害者の方の金銭的な被害回復を目的としたものです。

Q 足利銀行に出資をしたのは父ですが、父は昨年亡くなってしまいました。子供の私でも原告団に参加することができますか？

A ご参加いただけます。ただし、相続手続が必要となりますので、手続の詳細につきましては、弁護団までお問い合わせください。

Q 証券会社等から購入した場合に、原告団に参加できますか？

A 申し訳ありませんが、証券会社等から購入した方は、原告団に参加することはできません。ただし、個別にご相談に応じますので、お気軽に弁護団までお問い合わせください。

お問い合わせ先

足利銀行出資被害者の会弁護団

(シティユーワ法律事務所)

Tel 03-6212-5500 (担当太田)